

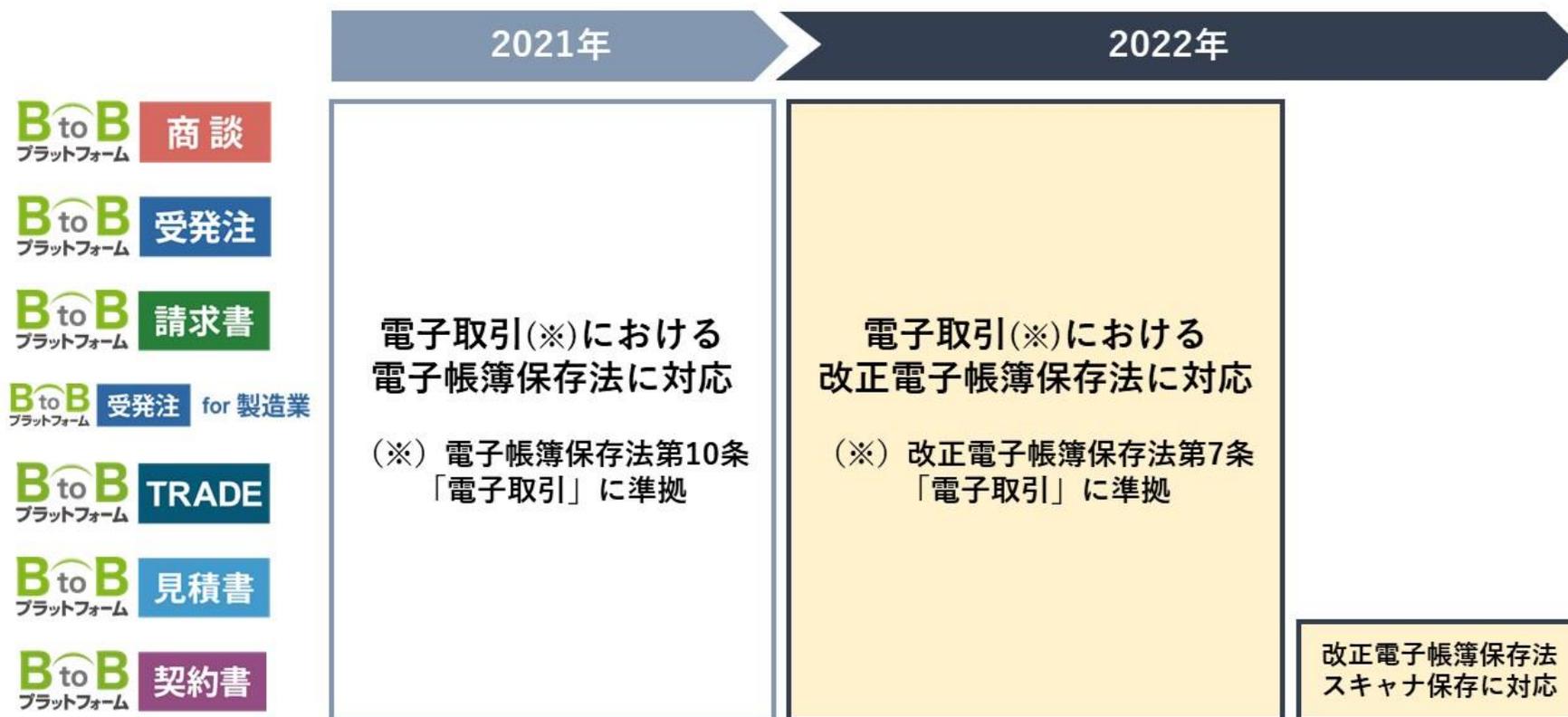
BtoBプラットフォーム 受発注ライト（買い手）の 改正電子帳簿保存法対応について

更新日付	更新箇所	更新内容
2021/11/01	初版掲載	—
2021/11/15	電子取引データの書面保存の廃止について	税務調査等への対応方法についての説明を追記しました。
2022/03/23	可視性の要件_検索要件	改修が完了したため、「2021年中に改修予定」の記載を削除しました。



「BtoBプラットフォーム」は、かねてより電子帳簿保存法第10条の「電子取引」に準拠しておりましたが、今後もお客様に安心してサービスをご利用いただくため、下図の通り、改正電子帳簿保存法の要件を満たしながら、国税関係帳簿書類の電子データ保存に関する多様な運用パターンに対応いたします。

BtoBプラットフォーム 各サービス対応方針





BtoBプラットフォームの取引データは電子帳簿保存法上の区分における電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）に該当し、保存要件として以下の要件が定められています。
 今回の改正において、検索要件に変更（赤字箇所）があります。

詳しくは、国税庁の以下資料をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

<p>真実性の要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う 2. 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく 3. 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う 4. 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
<p>可視性の要件</p>	<p>保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。</p> <p>電子計算機処理システムの概要書を備え付けること</p> <p>検索機能を確保すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引年月日、取引金額、取引先の各項目で検索できること 2. 日付又は金額の範囲指定により検索できること 3. 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

この保存要件に対するBtoBプラットフォーム受発注ライトの対応について、次のページから説明します。



BtoBプラットフォーム受発注ライトは電子帳簿保存法に定めるところの

記録事項の訂正・削除を行うことができないシステム

に該当します。



ディスプレイでの表示の様子【取引データの一覧画面】 【対象電子書類の詳細画面】

発注伝票や納品伝票が整然・明瞭な状態で一覧表示されます。
発注書・納品書をPDFでダウンロードし、印刷することが可能です。

例：取引一覧

取引一覧

伝票の内容を確認する

自社担当者 [全ての担当者]

納品日 [範囲指定] 2021/11/01

開封確認 [全て] [開封済]

表示対象外 [受領] [確認]

キーワード [キーワードを入力]

件数: 2件 < 前へ | 1 | 次へ >

並べ順 [納品日(昇順)]

伝票の印刷が可能

取引された伝票が
一覧表示

伝票No.	伝票日付	取引先	自社担当者	伝票金額
5	2021/10/31(日)	(特)大門ミート(受発)	山田一郎	16,478
6	2021/10/31(日)	(特)大門ミート(受発)	山田一郎	3,295

例：取引伝票一覧

取引伝票一覧(明細あり)・全体

印刷可能

運用ツール 出力条件を選択して、

納品予定一覧 日次推移

対象日付 [発注日] [指定] 2021/10/31

年月日 [指定] 2021/10/31

支払方法 [全て] [現金]

取引先 [全て] [一括から選択]

納品場所コード [全て] [一括から選択]

納品場所 [全て] [一括から選択]

店舗・部門 [全て(本部を含む)] [店舗・部門別]

明細 [明細あり] [改ページしない] [明細なし]

並び順 [取引先]

帳票表示する

ダウンロード

伝票No.	伝票日付	状態	発注日	納品日	品名	消費税	送料	送料消費税	その他	対象伝票日付	合計
5	2021/10/31	発送済	2021/10/31	2021/11/01	和牛ロース	¥1,498	¥0	¥0	¥0	山田一郎	¥16,478
6	2021/10/31	発送済	2021/10/31	2021/11/01	和牛ロース	¥2,995	¥0	¥0	¥0	山田一郎	¥3,295
総合計											¥17,973



ユーザー画面にシステム概要書類（マニュアル、サービス紹介資料）を配備
ご利用ガイドからマニュアルをご確認いただけます。

マイページ

取先先 (株)IMフーズABC (IMベジタブル&フルーツ)

重要なお知らせ 【10月6日更新】新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について

業務のお知らせ 業務担当 全ての担当者

<該当データはありません>

取引先からのお知らせ 過去のお知らせ

<1ヶ月以内に公開されたお知らせは取りません>

何社と利用しても利用料が0円！取引先に利用リクエストを送りましょう

WEB発注可能企業・社名	業種	リクエスト
AT_PFFID_受発注先J_1114001	05紙/冷凍食品・調理済み食品	リクエスト
0223会社名_2	05紙/農業	リクエスト
受発注種子担当者招待試験170309001	05紙/レトルト	リクエスト

特集ページPickup

夏のおすすめ商品 09年夏のおすすめ商品

商品からレシビ 商品からレシビ

テスト特集 テスト特集キャッチメイン

使い方・操作に迷ったら
ご利用ガイド

ご利用ガイド

マイページ 発注リスト カート・発注 特集ページ 商品検索 メニューテンプレート 設定・登録 お問い合わせ 業界チャネル

ご利用ガイド

ご利用ガイド

商品を購入する

- パソコンから商品を購入する
- スマートフォン専用画面にログインする
- 発注する商品をグループにまとめる
- スマートフォンから商品を購入する
- 発注リストへの商品追加を依頼する

取引先と使う

- 他の取引先とWEB発注を行う (リクエストを送る)

社員と使う

- 社員を追加する

PDF版操作マニュアル

- 操作マニュアル 受発注ライトの機能、操作方法
- 機能別 発注マニュアル 基本の発注、週間発注、部門 (担当者) 別一括発注方法

その他ご案内

- WEB発注のススメ 貴社の業務を効率化するWEB発注の仕組みについて
- スマートフォン発注のご案内 スマホから場所を揃えず発注できます

以下の検索要件を満たしています。

- ①取引年月日、取引金額、取引先で検索できる
- ②日付または金額の範囲指定で検索できる
- ③二つ以上の任意の組み合わせ条件で検索できる

1. 運用分析> 取引伝票一覧

運用ツール 出力条件を選択して、「帳票表示する」又は「ダウンロード」をクリックして下さい。 運用分析メニューへ 戻る

納品予定一覧 日次推移表 **取引伝票一覧**

対象日付 発注日 納品日 受領日

年月日 指定 2021/10/29 ~ 2021/10/29 / 前日 当日 翌日 | 最大1年間まで指定できます。

支払方法 全て 現金 掛売

取引金額 円 ~ 円

取引先 全て

納品場所コード ~ | 両方に記載した場合に範囲検索は、片方のみ記載した場合はイコール検索となります。

納品場所 全て

店舗・部門 全て(本部を含む) 店舗・部門別 本部のみ 自社担当者

明細 明細あり 改ページ しない 明細なし

並び順

①取引年月日
②範囲指定で検索可能

①取引金額
②範囲指定で検索可能

③二つ以上の組合せ可能

①取引先

PDF

取引伝票一覧(明細あり)・全体 出力日: 2021/10/31 22:58

納品日: 2021/11/01 ~ 2021/11/05

取引先コード	取引先	担当者	店舗・部門	本社担当者	保存							
5	株式会社大門ミート(受発)	大門花子 神奈川倉庫(test)	株式会社サンプル3	山田一郎								
伝票NO.	伝票日付	状態	発注日	納品日	件名	消費税	送料	税込	送料消費税	対象伝票NO.	対象伝票日付	合計
伝票管理番号					和牛ロース	¥1,498	¥0	¥0	¥0	その他		¥16,478
コード	商品名	規格・入数/単位	希望単価	課税区分	希望数量	希望単位	計					
	和牛ロース		¥1,498	課税	10	kg						
			¥1,498	別	10	kg	¥14,980					
	株式会社大門ミート(受発)	大門花子 神奈川倉庫(test)	株式会社サンプル3	山田一郎								

*一覧の画面表示はできません



現行の第10条では、
電子取引の情報を紙に出力し、保存することも認めてきました。

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

改正後は、**青字箇所が削除**されます。

※改正電子帳簿保存法では第7条に定義される内容となります。

この変更により**電子取引の情報を紙で保存することができなくなります。**

BtoBプラットフォームでの保存は問題ありません。また、業務上で必要な場合に紙に印刷することについても問題はありません。

税務調査等でBtoBプラットフォームの取引データを提出する際に紙に印刷することはできなくなります。提出の際は、BtoBプラットフォームの画面を直接確認いただくか、PDF出力したデータをご提出ください。